

第三次宇佐市総合計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

宇佐市長 後 藤 竜 也

1 業務概要

- (1) 業 務 名 第三次宇佐市総合計画策定支援業務委託
- (2) 業 務 内 容 別添「第三次宇佐市総合計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和9年2月10日まで
- (4) 履 行 場 所 宇佐市役所（本庁）
- (5) 提案上限額 13,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
※ 本業務は2年度にわたる業務であるが、委託料の支払いは年度ごとの部分払いは行わず、業務完了後に一括で行う。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 宇佐市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年宇佐市告示第230号）により、令和7年度の入札参加資格（大分類：役務の提供等、小分類：調査・研究、細分類：その他各種調査・分析・報告書作成等に限る。）の認定を受けている者であること。
- (2) 九州管内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (3) 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に地方公共団体における総合計画策定支援に係る業務を直接受託し、かつ、その業務を履行し、成果品を納品した実績を3件以上有している者であること。なお、実績とは総合計画策定に係る本体業務を受託した実績であり、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 受託候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行った者でないこと。
- (8) 契約締結までの間に、本市又は他の地方公共団体等より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。

3 実施スケジュール

項目	時期・期限等	備考
募集開始	令和7年8月29日（金）	
参加表明書等の提出期限	令和7年9月12日（金） 17時まで（郵送含み、必着）	
資格審査結果の通知	令和7年9月17日（水）	
質問期限	令和7年9月17日（水） 17時まで（必着）	
質問回答	令和7年9月22日（月）	
企画提案書等の提出期限	令和7年9月24日（水） 17時まで（郵送含み、必着）	
事前審査（書類審査）	令和7年10月1日（水）	参加表明者が4者以上の場合のみ
事前審査の結果通知	令和7年10月2日（木） （予定）	
本審査（プレゼンテーション）	令和7年10月6日（月）	
本審査の結果通知	令和7年10月14日（火） （予定）	
受託候補者との契約締結	令和7年10月中・下旬	

4 その他

第三次宇佐市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

5 事務局

〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市総合政策課 企画調整係（宇佐市役所3階）

電話：0978-27-8109

電子メール：kikaku06@city.usa.lg.jp